

令和7年度 第6回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年9月16日（月）午前10時 第6回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1 番	仲 野	真	2 番	齋 藤	照 一
3 番	五十嵐	晋	4 番	清 野	貢 市
5 番	矢 野	美佐子	6 番	今 野	滋
7 番	三 宅	藤 義	8 番	高 橋	昭 義
9 番	白 田	好 之	10 番	大 石	吉 隆
11 番	山 崎	紀 子	12 番	小 川	晋
13 番	武 田	仁	14 番	五十嵐	慶 一
15 番	須 藤	隆 司	16 番	富 樫	秀 幸
17 番	松 田	康 政	18 番	荒 沢	亨
19 番	佐 藤	悦 雄			

2 欠席委員

3 出席事務局職員

事務局 長	花 輪	達 也	事務局 長補佐	澤	章 子
副 主 任	小 川	順 一	主 事	海老名	美 咲
主 事	花 輪	大 夢			

4 議 事 日 程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農地常任委員長

農振常任委員長

広報編集委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

第6 議 事

承認第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第16号 農地法第3条の規定による許可について

議第17号 農地法第5条の規定による許可について

議第18号 令和7年度第5回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る9月9日付け天童市農業委員会告示第10号をもって招集した、令和7年度第6回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち議第16号および議第18号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

　　(異議なしの声)

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

　　2番 齋藤 照一 委員

　　3番 五十嵐 晋 委員

　　両委員にお願いします。

議 長 　　日程第4 委員長の報告を求めます。はじめに、三宅藤義運営委員長。

三宅委員 　　はい。去る8月29日午後5時から、第1回合同運営会議を開催し、

令和7年度行政視察について協議しました。日程は12月1日から2日にかけて1泊2日で、福島県いわき市および国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構になります。産業機構は、つくば市ということでございます。詳細につきましては、総会後の全員協議会でお知らせします。以上です。

議長 次に、松田康政農業振興常任委員長。

松田委員 はい。去る8月29日、第3回農業振興常任委員会を開催し、令和8年度に向けた天童市農林業施策に関する意見について協議し、意見書案を取りまとめました。令和8年度に向けた天童市農林業施策に関する意見書案については、後ほど全員協議会で協議をお願いいたします。以上、報告いたします。

議長 次に、五十嵐慶一広報編集委員長。

五十嵐慶一委員 はい。去る9月12日に第1回広報編集委員会を開催いたしました。内容は、11月15日発行予定の農委広報131号についてです。内容については、今回、遊休農地の実態調査、それから市長への意見書提出などの活動報告を掲載する予定です。以上です。

議長 日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

事務局長 はい。総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。

8月13日開催の令和7年度第5回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答(報告)」でございます。件数3件、合計面積1,315.06㎡です。

2ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書(相続等)」です。件数6件、合計面積39,833.97㎡です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等はありませんか。

(質問なし)

議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 日程第6 議事に入ります。

承認第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。承認第8号、農地法第18条第6項の規定による通知については、今回は1件のみで、田んぼの3,257㎡です。理由については右の欄を見ていただきたいと思います。農地中間管理事業により別の者に貸し付けるためというような理由により、10月末をもつての合意解約と、土地の引き渡しということになっております。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はありませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
承認第8号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第8号は承認することに決定しました。

議 長 議第16号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第16号、農地法第3条の処理状況、総会の3ページを御覧いただきたいと思います。所有権を移転するものにつきましては、合計で6件で4,368㎡、いずれも畑になっております。賃貸借権を設定するものにつきましては、13,770㎡で、3件であります。設定のみで田んぼと畑ということになっております。使用貸借権の設定についてはゼロであります。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。
1番、齋藤委員。

齋藤委員 はい。1番、■■■■さん、受人のほうが■■■■さん、本家と分家の関係でありまして、10年以上前から■■■■さんのほうで耕作をしてい

て、この度、下限面積の撤廃というふうな話を聞いて、話し合いの結果、今回農地法の3条の許可を得るというふうなことになったそうです。前から農地として使っておりますので、何ら問題はないのかなというふうに思われます。以上、よろしくお願いします。

議 長 2番、三宅委員。

三宅委員 はい。元々こちら契約は集積のほうで契約されておまして、集積制度の廃止に伴って3条のほうでの契約となるとのことでありましたので、問題ないと思います。

議 長 3番、高橋委員。

高橋委員 はい。■■■さんは親子関係でありまして、この農地についても自宅に隣接する畑ですので、何ら問題ないと思われます。また、4番についても私ですので、4番については、■■■さん、受け手の■■■さんは若手の認定農家でありますので、何ら問題ないと思われますので、よろしくお願いします。以上です。

議 長 5番、今野委員。

今野委員 はい。5番ですが、■■■さんが■■■さんから約2畝歩の土地を購入するという案件です。■■■さんは非農家ですが、家庭菜園用というようにすることで2畝歩を購入するということですので、問題なかろうかというふうに思っております。以上です。

議 長 6番、武田委員。

武田委員 はい。6番に関しての説明でございますが、■■■さんの畑を■■■さんが所有するということで、今回の工業団地に■■■さんの広大な農地がかかっておりまして、その分を農地取得をしたというような事例でございます。7番、8番でございますが、■■■さんと■■■さんの御実家の方が住所も近くてですね、ご近所ということで話し合いをした結果、隣接地の交換というような話になっております。9番に際しましては、■■■さんは、先月新規就農されたやる気のある方ですので、問題ないかと思われます。以上です。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

お諮りいたします。

議第16号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第16号は、許可することに決定しました。

議 長 議第17号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第17号、農地法第5条の規定による許可について、御説明いたします。総会資料8ページを御覧ください。次第に沿って、御説明いたします。

番号1、大字久野本字日光 [REDACTED] 外3筆。地目 台帳・現況ともに畑。面積7,975 m²。農地区分 3種。申請者は別紙のとおりになります。契約内容 所有権。使用目的 建築条件付売買予定地(39区画)12,861 m²。併用地 原野246 m²、雑種地4,640 m²。

番号2、大字蔵増字板橋 [REDACTED]、地目 台帳・現況ともに田。面積2,000 m²。農地区分 農振農用地。申請者は別紙のとおりになります。契約内容 賃借権。使用目的 建設工事現場事務所の設置2000 m²。

番号3、大字山口字原崎 [REDACTED] (一部)、地目 台帳・現況ともに畑。面積905 m²の内627.22 m²。農地区分 3種。申請者は別紙のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 工場駐車場兼通路862.08 m²。併用地 宅地590.55 m²。

番号4、大字山口字原崎 [REDACTED] (一部)、地目 台帳・現況ともに畑。面積905 m²の内277.78 m²。農地区分 3種。申請者は別紙のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 店舗駐車場兼通路815.59 m²。併用地 宅地589.98 m²。

番号5、大字清池字村西 [REDACTED]、地目 台帳・現況ともに畑。面積514 m²。農地区分 3種。申請者は別紙のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 専用住宅72.04 m²。

番号6、大字芳賀字楯ノ城 [REDACTED]、地目 台帳・現況ともに畑。面積773 m²。農地区分 1種。申請者は別紙のとおりです。契約内容 賃借

権。使用目的 駐車場拡張 773 m²。併用地 宅地 4,753.35 m²、原野 76 m²、雑種地 4,216 m²。

番号 7、大字高掬字東浦 外 1 筆。地目 台帳・現況ともに田。面積 2,815 m²。農地区分 3 種。申請者は別紙のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 建築条件付売買予定地(10 区画)2,830.30 m²。併用地 その他 15.30 m²になります。

また、9 ページから 12 ページまで、今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1 番、仲野委員。

仲野委員 こちらは、13 号線沿いで東北パイオニアと富士メンテナンス工業さんの間の土地になります。で、今回、面積が 3,000 m²を超えていますので、県のほうの審査が必要になるということなんですけれども、この間の審査会でもいろいろ話し合った時に、農地として利用するにはもうなかなか難しいような場所で、やむなしという判断になりました。どうぞよろしくお願いします。

議長 2 番、五十嵐晋委員。

五十嵐委員 はい、2 番の御説明をします。こちらのほうは農振地域で、一時転用ということで、今回が 4 年目になります。建設中の工事現場の事務所の仮設置ということで、天童土地改良区が田んぼの中の送水管の改修工事のため、4 期に渡って工事しているもので、場所を貸し借りしている形になりますので、問題ないと思います。以上です。

議長 3 番、松田委員。

松田委員 私のほうから、3 番、4 番、関連がありますので、合わせて御説明させていただきます。10 ページのほうの見取り図を御覧ください。今回、天童製麺さんのほうで、道路前にラーメン屋さん、祝日・日曜日だけ開店のラーメン屋さんを始めることになりました。それに伴いまして、3 番のほうについては、敷地内にある製麺工場の南側のほうを工場および工場が使用する駐車場にしたい、また 4 番のほうにつきましては、ラーメンの店舗が道路側にありますので、東南側のほうにつ

きまして、駐車場として使用したいという内容になっております。問題ないかと思われます。よろしくお願いいたします。

議 長 5 番、高橋委員。

高橋委員 はい、私のほうから 5 番と 6 番、御説明させていただきます。5 番については 11 ページを御覧のとおり、周りが住宅地となっております。致し方ないのかなと思われますので、よろしくお願いいたします。また、6 番については駐車場の延長ということで、周りを見ますと倉庫があつたりですね、致し方ない部分があるのかなと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 7 番、五十嵐慶一委員。

五十嵐慶一委員 はい。現地は県道に面している所でありまして、周りは、12 ページの地図を見てもらいたいんですけども、近くに農協の支所、それから、予定地の筋向いに最近建った 9 戸の団地があります。さらに右側のほう行きますと、小学校・公民館などがありまして、高嶺のメインのストリートになっている所です。ここに新たに須藤不動産のほうで、10 区画分の住宅を建築予定するとのことで、やっぱり周辺がこのように開発されていますので、開発するのはやむを得ないのではないかというふうに思います。以上です。

議 長 続いて、調査会委員の説明を求めます。

須藤 隆司委員。

須藤委員 はい。去る 9 月 5 日、私と富樫委員、事務局の花輪さん、並びにただいま説明いただきました各地区の委員の方と調査いたしました。説明ただいまありましてとおりでございまして、特に問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。

議第 17 号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第 17 号は許可することに決定しました。

議 長 議第18号「令和7年度第5回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第18号、令和7年度第5回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、御説明いたします。総会資料の13ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。14ページ、15ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会の次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積7,969㎡、出し手3件、受け手3件、筆数は6件です。所有権を移転するものについては、合計面積1,183.37㎡、出し手1件、受け手1件、筆数は3件です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第18号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第18号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見することに決定しました。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第6回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前10時26分 閉会
